

新 旧 対 照 表

(新)

高知県地域医療構想推進事業費補助金交付要綱  
(抜粋)

第1条 (略)

第2条

(5) 在宅医療実施等シミュレーション事業

法に基づく県内の病院又は診療所の開設者が、新たに在宅医療に取り組み又は取組の拡大を検討する上で、事前に知事が定める事業者等へ委託し、収支シミュレーション等を実施する事業

第3条～第9条 (略)

(県内発注)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。

(旧)

高知県地域医療構想推進事業費補助金交付要綱  
(抜粋)

第1条 (略)

第2条

(5) 在宅医療実施等シミュレーション事業

法に基づく県内の病院又は診療所の開設者が、新たに在宅医療に取り組み又は取組の拡大を検討する上で、事前に知事が 定める事業者等へ委託し、収支シミュレーション等を実施する事業

第3条～第9条 (略)

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第11号まで、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

新 旧 対 照 表

(新)

(旧)

別表第1 (第3条関係)

○ 基準額、補助対象経費及び補助率

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
病床転換等シミュレーション事業	880 万円	委託料(別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。)	<u>4分の3</u>
専門家等派遣事業	20 万円	報償費及び旅費	2分の1
地域医療提供体制等分析事業	880 万円	委託料(別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。)、報償費及び旅費	<u>4分の3</u>
地域医療連携推進法人設立等事業	200 万円	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3分の2
在宅医療実施等シミュレーション事業	200 万円	委託料(別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。)	2分の1

別表第1 (第3条関係)

○ 基準額、補助対象経費及び補助率

1 事業区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
病床転換等シミュレーション事業	200 万円	委託料(別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。)	<u>2分の1</u>
専門家等派遣事業	20 万円	報償費及び旅費	2分の1
地域医療提供体制等分析事業	200 万円	委託料(別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。)、報償費及び旅費	<u>2分の1</u>
地域医療連携推進法人設立等事業	200 万円	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3分の2
在宅医療実施等シミュレーション事業	200 万円	委託料(別表第2として知事が別に定める要件を満たすものに限る。)	2分の1